

23港総総第404号

平成23年6月9日

日本共産党港区議会議員

大 滝 実 様

熊 田 ちづ子 様

風 見 利 男 様

沖 島 えみ子 様

港区長 武 井 雅 昭

緊急要望書について（回答）

平成23年5月11日付緊急要望書及び平成23年5月31日付
緊急要望書（追加分）について、別紙のとおり回答します。

I 区民のいのちと財産を守るために

1 早急に防災計画の抜本的な見直しを行うこと。

防災計画の見直しに当たっては、震度7に対応した計画とすることは当然のことですが、首都圏直下型地震だけでなく、東海・東南海・南海と3連続地震も想定し、津波や液状化対策も含めた抜本的な見直しを行うこと。

地域防災計画につきましては、東京都地域防災計画との整合を図る必要があるため、同計画の見直しの動向を注視しつつ、区独自で見直しが可能な部分について検討を進めてまいります。また、津波、液状化につきましても可能な限り情報を収集し、対策の検討を進めてまいります。

2 防災無線を聞こえるよう、早急に改善すること。

防災行政無線が聞き取りにくい箇所につきましては、防災行政無線の放送塔の増設など、改善に向けて取り組んでまいります。

3 災害時要援護者への支援対策を強化すること

①すべてのお宅を訪問し、室内に家具の転倒などの危険がないか、寝室は安全か等のチェックを行い、家具転倒防止器具の設置やガラス飛散防止フィルムを貼るなど、具体的な支援を行うこと。

家具転倒防止器具の設置支援につきましては、東日本大震災後の申請件数増加に適切に対応してまいります。なお、これまでに取付け支援をした方全員を対象に、器具の安全点検を実施してまいります。

②防災グッズの支給を行うこと。(ホイッスルや非常ベル、ソーラー懐中電灯など)

災害時要援護者への支援対策としての、防災グッズの支給については、今後ひとり暮らし高齢者社会調査等の中で検討してまいります。

4 大震災後、多くの中小零細業者や商店では、仕事の大幅な減少や売り上げの減少を招き、深刻な状況になっています。区が実施した「東北地方太平洋沖地震特別融

資」の対象の拡大や期間を延長するなど、早急に対応すること。

震災による直接的な被害はなくとも、消費の冷え込みなどの間接的な影響で業績が悪化し、資金繰りが厳しい中小企業に対しましては、本人負担利率が0.1%と極めて低利な緊急支援融資により資金繰りを支援しております。緊急支援融資は、国のセーフティネットに連動した制度ですが、現在、対象を全業種に広げるとともに、震災に伴い対象要件の拡充を行っております。

なお、「東北地方太平洋沖地震特別融資」につきましては、自社が被災または直接の取引先が被災した中小企業が対象であることから、6月末までの実施期間で融資のニーズに対応可能と考えますが、引き続き、制度の周知に努めてまいります。

5 高層住宅の防災対策の充実のための支援を強めること。

高層住宅の防災対策を充実させるため、一昨年度高層住宅の震災対策啓発DVD「必ず来る大地震 今！備えること！」を、また昨年度は「マンション防災ハンドブック」を作成し高層マンションの防災対策の支援を行ってまいりました。今後は、これらを十分に活用しながら、高層住宅の防災対策の充実に努めてまいります。

また、今後、高層住宅の自主防災組織の育成支援のため、防災に関する専門家の派遣を行ってまいります。

6 防災対策への助成について

①今回の地震による家屋等の被害に特別支援金を支給すること。また、無利子融資を行うこと。

東日本大震災を契機に既存の「小災害見舞金要綱」を見直し、災害救助法が適用された場合を除き、被害の程度が認定基準に該当した場合、被害区分に応じて、世帯主及び事業主に対して見舞金を支給します。

また、今年度限りの時限要綱として「港区東日本大震災災害見舞金支給要綱」を制定し、東日本大震災による被害に限定した見舞金を支給いたします。

住家の半壊以上の被害や家財の1/3以上の損害があった場合は、条例及び要綱に基づく災害援護資金を一定条件のもとに貸付けます。貸付けには二つの制度があり、条例に基づく災害援護資金は保証人がある場合は無利子で貸付け、保証人がない場

合は1.5%の利子となります。また、要綱に基づく災害援護資金は保証人がある場合は無利子で貸付け、保証人がない場合は0.5%の利子となります。この両制度とも区で利子補給を行い、実質的には利子の負担はありません。

②耐震診断・設計、耐震改修助成の対象・助成額の拡大を図ること。また、無利子融資を行うこと。

今回の東日本大震災の発生以降、多くの区民の方から耐震診断助成に係る問合せを受けております。これらの相談内容に対応するため、耐震診断助成、アドバイザー派遣制度等の各制度をご紹介し、実際申請された方に対しては、早急に事業が進められるよう、取り組んでいるところです。また、増加した申請物件への対応についても、適切に対応してまいります。

対象建築物、助成額等の拡充等については、引き続き国、東京都に対して要請を行っていくとともに、効果的な助成制度のあり方について研究してまいります。

③引続き、転倒防止器具の普及に努めること。状況に応じて50ポイントの拡大を図ること。

家具転倒防止器具の普及につきましては、引き続き、広報紙等を通じて事業を周知してまいります。

なお、ポイントにつきましては、この事業が器具の無償給付であること、既にこの事業をご利用いただいた方が多数いること、また、今回の大震災後申込者が大きく増加していることなどから、現在のポイント数で事業を進めてまいります。

④危険な歩道橋を撤去するよう、関係機関に働きかけること。

歩道橋につきましては、通学路に指定されていないことや、利用者が著しく少なくなっていることなどの条件に合致し、役割を終えたと考えられるものに限り、順次撤去していると東京都から聞いております。

そのため、国や東京都に対し、歩道橋の耐震性や健全度の確認を行い、危険性のあるものについては、通行止めや耐震補強などの対策を早急に行うよう要請してまいります。

- 7 学校や保育園、特別養護老人ホームなどの給食施設について、災害発生時に使用できるように、プロパンガス対応に改善すること。

災害時におけるガスの供給につきましては、地域防災計画における応急・復旧対策で検討してまいります。

また、災害発生時の給食提供につきましては、簡易給食などの対応策を検討してまいります。

- 8 保育園や児童館にヘルメットや防災頭巾を備えること。

区内の児童施設を利用する児童の安全確保のため、ヘルメットや防災頭巾を備えてまいります。

- 9 第一次避難所になる学校については、機械警備頼みでなく、人的配置を行うこと。

区では、大規模災害の発生に備えて、学校の近隣に居住する職員を1校につき3人程度指定して、学校を開放するための鍵を預けております。

また、地域防災協議会と連携し、町会等地域の方に門扉や防災倉庫の鍵をお預けすることも行っております。

こうした対応により、学校関係者が帰宅した後に発災した場合であっても、学校が避難場所としての機能を果たせるものと考えておりますが、今回の大震災を契機に、なお有効な方法等を検討してまいります。

- 10 避難所について

①帰宅困難者については、国、東京都、港区とで連携をとるよう相談すること。

帰宅困難者対策は、積極的に東京都、国等と連携し、進めてまいります。

②備蓄物資の量と質の充実を図ること。

備蓄物資につきましては、今回の大震災を踏まえて、再度、調査・検討をし、内容の充実に努めてまいります。

③プライバシーの保護ができる対策をとること。

現在各避難所には、被災者の方のプライバシー保護のため、パーテーションを備蓄しておりますが、今後も引き続き、避難者のプライバシーの保護がより図れるよう、検討してまいります。

④簡易ベットを設置すること。

備蓄物資につきましては、今回の大震災を踏まえて、再度、調査・検討をし、内容の充実に努めてまいります。

簡易ベッドにつきましても、この調査の中で検討してまいります。

⑤マンホールトイレを増設すること。

今後もマンホールトイレの増設に向け、引き続き、努めてまいります。

⑥区内大企業については、独自に宿泊施設や食料などの確保を要請すること。

今回の大震災では、多くの事業所で帰宅困難者を受け入れて頂きました。引き続き、事業所向け防災マニュアルを活用し、事前の震災対策を進めるよう周知してまいります。

⑦介護の必要な人が安心できる施設を確保すること。

今回の大震災を踏まえ、引き続き、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者の生活場所としての二次避難所の充実に向けて検討してまいります。

⑧津波を想定した避難所を設置・確保すること。

今後、津波に係る調査や情報収集を行い、その結果をもとに津波対策を含めた避難所のあり方を検討してまいります。

- 11 今回の大震災被災地での職員の献身的な活動をみたときに、「なんでも民間」というこれまでの区の姿勢の転換が求められています。職員の削減計画をやめ、特に防災、福祉関係職員の拡充を行うこと。

区は、どのような社会経済状況になってもゆらぐことがない執行体制の実現を目指し、第2次職員適正配置計画に基づき、毎年度見直しを行い、職員の適正配置を進めております。

今回のような大震災においても区だけではなく、民間を含めた対応が必要であるため、引き続き、柔軟かつ効率的な業務運営の視点から民間活力を活用するとともに、区が直接行うべき業務には適正に職員を配置することにより、区民サービスの一層の向上に努めてまいります。

- 12 これ以上の帰宅困難者を生み出さないよう、大企業中心の超高層ビル建設をすすめる再開発事業、まちづくりそのものの見直しを行うこと。

地域の方々の発意と合意によって協働で街づくりを進めていく市街地再開発事業は、法令やそれに基づく関連諸制度に適合するとともに、国や東京都、港区の様々な関連計画に沿って計画され、関係諸機関との調整を行いながら事業が進められています。

業務化傾向の強い都心部においても、防災・環境・空間の質の向上など地域の課題を解決し、住居系・商業系の用途や防災関連施設を計画的に配置できるのは、このような考え方に基づいて進められる市街地再開発事業の一つの特徴でもあります。

また、市街地再開発事業によって整備された業務系建物の一部ではこうした施設を適切に活用し、今回の東日本大震災において、備蓄資材や待機場所の提供、訪問者・帰宅困難者への対応など、具体的な対策活動を行ったところもあります。事業中や計画中の再開発事業においても、帰宅困難者対策は計画されております。

区は「まちづくりマスタープラン」において、将来の都市像を「やさしさとかがやきの生活都心」と定め、「住みつづけられるまち」「個性的で多様な魅力がある」「安全・安心な」「持続可能な」という4つの目指すべきまちの姿を掲げて、昼間人口のみが集中する無秩序な開発・業務地化を抑制するとともに、地域特性に応じ、業務と居住のバランスのとれたまちづくりを目指しています。

夜間人口をはるかに超える昼間人口を、災害時においても安全に帰宅させるには、施設も対策も未だ十分な状態には達しておりませんが、今後も国や東京都と協議・調整を重ねながら、人にやさしい良質な都市空間・居住環境づくりを目指し、まちづくりを進めてまいります。

13 福島第一原子力発電所の重大事故について

①放射能汚染について正確な情報収集を行い、区民への的確な情報を提供すること。

国や東京都が発表する情報など正確な情報収集に努めるとともに、区民の方々に対し、的確な情報提供に努めてまいります。

②東京都の協力も得て、学校、保育園、公園などで放射線量の定時定点測定を実施し、区民に公表すること。

区では、区民の水道水に対する不安を解消するための対策として、平成 23 年 4 月 25 日から毎週 1 回、水道水に含まれる放射能を測定し、その測定結果をホームページ上で公表しております。

大気中の放射線量につきましても、6月中旬から芝浦工業大学田町キャンパスにおいて毎週 1 回定点観測を実施することにいたしました。

このほか、毎週 1 回、学校、保育園、公園などにおいて土壌（砂場）も測定を行います。測定結果については、ホームページ等で公表する予定です。

③保育園や幼稚園、学校の水道水の調査を継続的に実施し、公表すること。

水道水の調査につきましては、平成 23 年 4 月 25 日から毎週 1 回、水道直結管の蛇口があるみなと保健所保健サービスセンター（赤坂仮庁舎）の水道水により行っています。区内の水道水は、浄水場から水道管を通して地表に出ることなく直接各施設に提供されていることから、受水槽を経由せずに配水管から直結給水される水道水を 1 か所測定する現在の方式が妥当と考えております。

今後につきましても、現在の方式を継続し、測定結果については引き続き公表してまいります。

- ④保育園でのミルクの調整、保育園や幼稚園での飲料水については、ミネラルウォーター（天然水）を使用すること。

東京都が毎日公表している水質検査の測定結果・飲用の適否情報に加え、港区独自の水道水の測定結果を踏まえ、水道水の使用を基本としながら注意深く対応してまいります。

- ⑤学校や保育園の給食食材の安全確保と保護者への情報提供を適宜、適切に行うこと。

給食食材につきましては、引き続き安全確保に努めます。

また、給食の安全性につきましては、給食だより等で説明するなどの対応をしてまいります。

- 14 （仮称）防災対策総合条例の検討にあたっては、「地震は自然災害だが、…人間の英知と技術と努力により、災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えることができる」という、予防を基本としたものとする。

条例の検討にあたりましては、区、区民、事業者それぞれの自助、共助、公助を基本とした防災対策の必要性や予防対策、応急対策などに視点をおいたものとなるよう検討を進めてまいります。

II 東日本大震災の被災地への支援対策について

- ①市・町・村そのものの機能も失われている自治体もあり、少ない職員が不眠不休で対応している状況です。住民の「り災証明」の発行もままならない状況もあるといわれています。被災自治体からの要請をしっかりと受け止め、万全の支援を行うこと。

区は平成23年3月24日から4月28日の間、「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を締結している福島県いわき市災害対策本部へ延べ30名の職員を派遣し、物資の運搬、り災証明発行のための現地調査などの支援を行ってきました。また、これに先立ち、いわき市災害対策本部に救援物資を搬送するため6名の職員を

派遣しました。

さらに、これとは別に、被災自治体からの要請を受け、他 22 区とも協力し、被災者の健康管理や保健・栄養指導、被害家屋の調査および災証明発行、災害廃棄物収集・運搬、生活再建支援金の支給など、被災自治体の業務を支援するために、宮城県南三陸町、仙台市、宮古市、気仙沼市、福島県二本松市及び檜葉町に現在までに延べ 36 名の職員を派遣し、被災自治体の業務を支援しております。

被害に遭われた住民の不安を少しでも取り除き、一日も早い生活の再建が行えるよう、今後も、関係自治体と連携し、被災自治体の要請に柔軟に対応しながら、職員を派遣してまいります。

② 区内の避難されている住民への情報提供、相談は万全の体制で行うこと。

区内に避難されている方のうち、被災者支援に関する個人情報の取り扱いに同意いただいた方に対しましては、随時、支援情報を提供するほか、各総合支所の職員が避難者宅を訪問し、困りごとに対する相談及び健康状態の把握に努めております。

III 区民の暮らしを守るために

1 特別養護老人ホームの待機者をなくすため、具体的な建設計画を作成し、建設に着手すること。

特別養護老人ホームの建設計画につきましては、今後の要介護認定者数の推移を見定め、入所希望者の状況や保健福祉基礎調査の結果等を踏まえ、在宅介護施策や小規模多機能施設、介護付き賃貸住宅なども含め、高齢者の多様な住まいについて、本年度改定する地域保健福祉計画の中で幅広く検討してまいります。

2 区立（認可）保育園への入園希望者が全員入園できるよう、区立（認可）保育園の建設、緊急暫定保育園の建設をすすめること。

待機児童解消につきましては、区立認可保育園のみならず、緊急暫定保育施設の継続や増設の検討、認証保育所のさらなる誘致など、多様な手法により定員拡大に取り組んでいます。

現在、私立認可保育所の設置（10月開設）、認証保育所の誘致（6月開設）を進めております。

3 75歳以上の医療費を区で助成し、実質無料にすること。

75歳以上の医療費の本人負担を無料にする助成制度を実施することは、負担と給付の関係からも、慎重に対応すべきと考えております。このため、区として医療費助成制度を実施することは、考えておりません。

4 太陽光発電など自然エネルギーの普及のために

①啓発活動を強めること。

区では現在、区民、中小企業者を対象に、太陽光発電システム、太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステムなど自然エネルギーを利用した機器の設置費助成を行っています。制度につきましては、区の広報紙をはじめ港区ポータルサイト、区有施設へのポスター掲示、パンフレット配布などで周知を行っているほか、エコライフ・フェアや省エネルギーセミナーなど区のイベントを通じて周知しております。

今後も自然エネルギー利用機器の普及を促進するため、助成金制度の周知をはじめ広く普及啓発を行ってまいります。

②東京都に対し、太陽光発電設置費用助成を復活するよう要請すること。

区はこれまで特別区長会を通じ、東京都に対して、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象緩和に関する取り組み強化のための支援の拡充を要望してまいりました。

なお、5月27日に東京都が発表した「東京都電力対策緊急プログラム」では、太陽光発電システムの導入を支援するとしています。

③区有施設はもとより、区民の協力も得て、緑のカーテンの普及を図ること。

区では、今年度、区有施設約50箇所緑のカーテンを設置します。また、当初3回の実施を予定していた区民向け緑のカーテン講習会を、夏の緊急節電対策のた

め各総合支所単位で6回増やし、計9回実施することとしました。また、緑のカーテンへの関心が例年以上に高まっているため、区民を対象に、各総合支所単位でゴーヤの苗（台場を含め計5,000株）と緑のカーテン育成マニュアルを無料で配布します。

- ④太陽光発電などの自然エネルギー普及のため、保育園や学校などで消費電力の大半を賄うモデル事業を実施すること。

太陽光パネルは設置する際に様々な条件があり、設置する施設が限られております。

今後、施設の新・改築を行う際には太陽光発電システムの導入を検討してまいります。

- ⑤マンション屋上への太陽光発電装置などの設置促進のため、助成の拡大を図ること。

区では現在、住宅用及び業務用の太陽光発電システム設置費助成を行っております。東日本大震災の影響により電力の需給が減少しているため、住宅、集合住宅、中小企業の太陽光発電システム設置費助成について、助成金額を拡大します。

(追加分)

I 放射能汚染対策について

- 1 小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園などで放射線量の定時定点の測定を実施し、結果を公表すること。その際、地表近く、50センチメートル、1メートルの高さを測定すること。

小・中学校、幼稚園、保育園、公園については、土壌（砂場）から検体（砂）を採取する際に、採取した上空の放射線量についても測定します。

測定結果については、ホームページ等で公表する予定です。

測定する高さは、地表から5センチメートル、50センチメートル、1メートルを予定しています。

- 2 小・中学校、幼稚園、保育園、児童館などの校庭や園庭の土壌、砂場の砂、植え込みなどの調査を実施し、結果を公表すること。その結果を踏まえて、必要であれば表土の入れ替え、砂場の砂の入れ替えなどを行うこと。

小・中学校、幼稚園、保育園、公園につきましては、毎週1回、各地区の砂場の砂に含まれる放射能を順番に測定し、測定結果についてはホームページ等で公表する予定です。

測定結果の値によっては、必要に応じて対策を講じる予定です。

- 3 保育園でのミルクの調合、保育園や幼稚園での飲料水は、ミネラルウォーター（天然水）を使用すること。

東京都が毎日公表している水質検査の測定結果・飲用の適否情報に加え、港区独自の水道水の測定結果を踏まえ、水道水の使用を基本としながら注意深く対応してまいります。

- 4 保育園や幼稚園、小中学校、児童遊園や公園の水道水調査を継続的に実施し、公表すること。

水道水の調査につきましては、平成 23 年 4 月 25 日から毎週 1 回、水道直結管の蛇口があるみなと保健所保健サービスセンター（赤坂仮庁舎）の水道水により行っております。区内の水道水は、浄水場から水道管を通して地表に出ることなく直接各施設に提供されていることから、受水槽を経由せずに配水管から直結給水される水道水を 1 か所測定する現在の方式が妥当と考えております。

今後につきましても、現在の方式を継続し、測定結果については引き続き公表してまいります。

- 5 学校や保育園給食の食材については、安全確保は当然のことながら、産地を公表すること。

給食食材につきましては、産地の確認等安全確保に努めております。保護者への情報提供につきましては適切な方法で対応してまいります。

II 区民のいのちと財産を守るために

- 1 小学校にも備品としてヘルメットを備えること。

小学校に在籍する児童の安全確保のため、ヘルメットを備えてまいります。